



弁護団 片口浩子)

- 4) 第2回裁判当日の流れ (原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班)
- 5) 会計報告 (原発メーカー訴訟原告団世話人会 会計係 及川譲詞)
- 6) その他のお知らせ (原発メーカー訴訟原告団世話人会)
- 7) 物販のご案内

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## 1. 原発メーカー訴訟の現在の状況

弁護団事務局 寺田伸子

平成27年10月28日(水)午前10時から、東京地裁103号法廷において、第2回口頭弁論期日が行われました。

### 1. 書面等の提出について

原告より第2準備書面を裁判所に提出しましたが、本期日では口頭での説明等を行わなかったため、陳述は次回期日以降となりました。また証拠についても、原告は甲16～42号証を、被告GEは乙1号証を提出していますが、証拠調べも次回期日以降となりました。

### 2. 期日の内容について

本期日の前に、弁護団は第2準備書面の要旨を口頭で40分～60分間説明することを裁判所に求め、それが口頭主義に基づく原告の権利である旨、意見書も提出しましたが、裁判所は、まず進行についてのルールを裁判所及び当事者で共有したいとして、今回は口頭説明等の時間は与えられませんでした。本期日では、被告GE代理人が「法律論のみで棄却できる」「3回で終結すべき」と執拗に繰り返すのに対し、河合弁護士が本訴訟の趣旨、重要性を冷静かつ決然たる態度で説明するなど、激しいやりとりが展開されました。途中、当弁護団が退出して協議する場面を経て、以下のような事項が決定されました。

- ・原告は次回期日に第2準備書面の要旨等を口頭でパワーポイントを用いて説明する(40分間)。
- ・パワーポイントの原稿は準備書面として期限までに提出する。
- ・第3準備書面では原子炉の欠陥を主張するが、次回期日までに提出可能な部分があれば、主張の一部を提出し、主な説明は次々回期日とする。
- ・今後のプロジェクターの使用については、都度、裁判所が判断する。

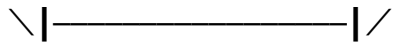
次回期日： 平成28年1月27日(水)午前10時～(東京地裁101号法廷)

次々回期日： 平成28年3月23日(水)午後2時30分～(東京地裁103号法廷)

次回以降も、ますます多くの原告、支援者の出席、傍聴をお願いいたします。

\*なお、期日中では、本人訴訟(選定当事者訴訟)の進行や訴えの取下げ等についての確認もなされました。

以上



## 2. 原発メーカー訴訟 第2回口頭弁論・概要報告

原告の第2準備書面（10月28日提出・93頁）については、裁判所の陳述時間5分との指定に対して、原告代理人は不満を表明し40分の陳述を要求し、結論の出ないまま第二回口頭弁論を迎えました。

結果は、第2準備書面の陳述は次回に持ち越され、原告代理人・選定当事者（本人訴訟）・被告（原発メーカー3社）と裁判所の「進行協議」を、満席の傍聴者の前で行うという、前代未聞の法廷となりました。分離裁判を希望する原告代理人及び本人訴訟グループと難色を示す被告の三つ巴の激しいやりとりがありました。「進行協議」のようなやりとりのなかで、被告GE代理人の岡田氏は、「次回3回目で終結」という発言を3回ほど繰り返し、その都度裁判長に制せられるという非常識な行動を繰り返しました。裁判所に指示する被告代理人とは、何様なのでしょうか。

次回口頭弁論は、1月27日（水）10時より101号法廷において、原告代理人は第2準備書面の陳述を40分、選定当事者は準備書面の陳述を2名・30分とし、書面は1月13日までに提出となりました。また、次次回口頭弁論は、3月23日（水）14時30分から103号法廷において、原告側主張の詳細説明を行うこととなりました。

概要は以下の通りです。

1.日時 15.10.28（水） 10：00～11：30

2.場所 東京地方裁判所・103号法廷

3.出席 裁判官3、書記官1、事務官1、警備員3、  
原告代理人8、選定代理人席6、被告代理人  
席11、原告席約50、傍聴席約50、報道席  
約10人

### 4.内容概要

<10：00 開廷>

裁判長：注意事項（録音・拍手・野次禁止）の説明。

訴えの取下げ者（1名）、休止満了者（1名）の確認。

本人訴訟の選定当事者7名の出欠確認（崔勝久氏・朴鐘碩氏ら6名出席、1名は欠席＝解任届け・代理人委任契約終了が確認されていない）。

選定者については、十数名が今日も増えたとのことなので、人数と印紙代の確認を後日行う。

選定当事者の請求の内容についての確認。

（1）訴状の裁判所送達の日（2014年2月1日）からか、準備書面文中のその翌日からの賠償金金利請求か。

（2）各選定者のために、被告3社で連帯して、一人100万円の賠償を請求するということか。いろいろな読み方ができる文章となっている。

（3）請求の内容について、従前の請求との違いは、原賠法の責任集中制についての主張は取り下げ、不法行為による損害賠償についてのみ主張すると理解していいか。

（4）あと、求釈明が行われている。

選定当事者（崔）：次回、陳述したい。（→ 後で、裁判長より年内に提出するように念を押される）

<10:15>

裁判長：選定者以外の原告の準備書面は93頁にわたるが。

島原告代理人：91頁以降に書かれている主張は、新しい主張で、次回口頭弁論以降で詳細に論じたい。

岡田GE代理人：事実を論ずるのか、法律論か。法律論だけで十分である。事実についての弁論をやる時間をとる必要はない。次回予定されているのは何か。

河合原告代理人：答える必要はない。

裁判長：原子炉の欠陥部分だけか。

島：大きく言えば、そこが中心となるが、補足を行いたい。

岡田：どんな主張をするのも勝手だが、次回で弁論は終わる。結審の時期を明確に。

(裁判長は、岡田被告代理人に手を上げ制した。)

河合：福島原発事故は、日本の滅亡の危機でもあった。3.11の事故を起こしたメーカーの責任を追及していく。本件のような重大事件を3~4回の口頭弁論で終結するなどんでもない。

岡田：重大であることは認めるが、原賠法は福島ぐらいの事故を想定している。原賠法が憲法違反かどうかを判断すればいい。延々と主張をする必要はない。

河合：原賠法は、福島程度の事故を想定したうえで立法したというのですな。結構です。

岡田：だから、福島の子に支払いを行っている。

裁判長：原告提出意見書の口頭弁論の進め方について、一定のルール・合意が必要である。最低限、共通認識を持って、進めて行きたい。

長時間の口頭説明の場合に、書面と口頭説明の違いがあったときは、問題である。

第1回の口頭弁論の場合は、一定の機材(スライド)を使用するので、あらかじめ内容を提出してもらった。

河合：原告代理人として、法廷における口頭主義が大切であるとの意見書を提出した。

私が関係している東電株主訴訟や函館市が提訴した大間原発差止訴訟では、パワーポイントを用いて陳述を行っている。浜岡原発の控訴審では、映画「日本と原発」のダイジェスト版の上映を行った。

パワーポイントを調書に添付している。原発裁判は、複雑で書面だけでは理解しにくい。

裁判長：第1回口頭弁論のときは、パワーポイントは調書としていない。今後は、調書とするということになる。被告側は、どうか。

岡田：原告の意見書が被告側に送られていない。原告にも、裁判所にも問題がある。

口頭での弁論は、準備書面の範囲内で行われるべきである。本件は、法律論が中心であり、パワーポイントは、必要ないのではないか。

富田東芝代理人：時間が問題である。野放図に法廷を使うのは、問題である。

吉田日立代理人：あくまでも準備書面中心で、パワーポイントは必要ない。

河合：証拠書面の説明に、パワーポイントを使うこともある。

裁判長：「準備書面」と表題を付けて提出してもらえば、記録化する。その場合も、提出期限は守ってもらわなければならない。

岡田：パワポを使用する必要はないと考えるが、裁判所のご判断にお任せする。

富田：毎回、パワポをやる必要はない。その都度、必要については判断いただきたい。

<10:50>

裁判長：選定当事者からの要望についてであるが、意見陳述については、あらかじめ意見書を提出してもらいたい。準備書面の陳述については、ダイジェスト版を事前に提出してもらいたい。

岡田：口頭弁論の時間は、1時間以内とするように。

裁判長：原告代理人は、時間の配分についてどのように考えているのか。

島：第2準備書面の陳述は、スライドを使用する場合は40分、スライドなしで60分は必要である。

河合：選定当事者グループの主張については、我々は知らない。全く異なる主張ならば、ひとつの法廷でやることは無理である。

崔：我々も、分離裁判を希望する。

お互いに、裁判所への提出資料の交換を行うことにする。

裁判長：裁判分離の可否は、次回述べる。

岡田：主張は違うと言っても、根本は同じではないか。分離の必要はない。

裁判長：原告代理人は、今回提出の準備書面で、詳細は次回述べるとあるが、いつごろまでに出来るのか。

島：次回口頭弁論で、第2準備書面について40分、詳細説明に40分の合計80分は最低必要で、次回期日の2週間前までには提出資料を準備する。

裁判長：選定当事者側は、どうか。

崔：準備書面は、二人で各20分合計40分が必要である。

裁判長：合計で、30分の枠を取る。

河合：弁護団として、協議し回答したい5分間休憩をとっていただきたい。

<11:10~11:15、休憩>

河合：次回1月27日は第2準備書面の陳述をし、詳細説明は次次回としたい。

島：福島1~4号機について、号機毎に主張して行く。

岡田：前回、年内に主張すると言ったではないか。訴訟が起きてから1年以上経過している。次回までに、全ての主張・立証はできるはずだ。

島：嘘をいうのは、止めてもらいたい。

<11:20>

裁判長：原告代理人は、1月13日までに今回の準備書面のプレゼン資料の提出をし、1月27日（水）には40分間の陳述を行う。残りは、3月23日14:30から103号法廷において、次次回口頭弁論を開催し、陳述することとする。

選定当事者は、年内に、請求内容の整理をして提出のこと。

岡田：遺憾ではあるが、その日で終わるということであれば、了解する。

裁判長：なお、次回1月27日（水）10:00は、場所が103号法廷から101号法廷に変更となる。

裁判長：混乱を避けるために、被告、傍聴人、原告の退廷順とする。

<11:30 閉廷>

以上



### 3. 原子力の恐怖から免れて生きる権利（ノー・ニュークス権）とは 弁護士 片口浩子

#### 1 ノー・ニュークス権確立の意義

本訴訟は、福島第一原発事故（以下「本件原発事故」といいます）に対する原発メーカーの責任を明確にすることを目的として提起されました。

その目的を達成するためには、「原子力損害の賠償に関する法律」に定める責任集中制度の違憲性を主張する必要があります。その根拠として、原発メーカーへの損害賠償請求ができないことから、第一に財産権侵害（憲法29条）や平等権侵害（憲法14条）が考えられました。しかし、本件原発事故という未曾有の事態を経験し福島の被害を目の当たりにして、大多数の国民が「もう原子力はいやだ」と感じていた現状からすると、責任集中制度がもたらす一番の問題点は、金銭の問題以上に、原子力に対する恐怖・不安が社会的に生み出されていることでした。

そこで、本訴訟のもう1つの目的に、新しい人権として「原子力の恐怖から免れて生きる権利」すなわち「ノー・ニュークス権」の確立を目指すことを決めました。

#### 2 新しい人権とは

日本国憲法は、その第14条以下に、詳細な人権規定を置いていますが、明文で規定する人権のみを保障する趣旨ではありません。

つまり、第14条以下の人権規定は、歴史的に国家権力によって侵害されることの多かった重要な権利・自由を列挙しているもので、すべての人権を網羅的に掲げたものではありません。

そこで、「社会の変革にともない、『自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由』として保護するに値すると考えられる法的利益は、『新しい人権』として、憲法上保障される人権の1つだと解するのが妥当である」とされています（芦部信喜『憲法』（第6版）119頁（岩波書店））。たとえば、肖像権（プライバシー権）もその新しい人権の1つです（最大判昭和44年12月24日）。

ノー・ニュークス権も憲法上に規定はされていませんが、下記の根拠からすれば、本件原発事故を契機に人権であることが顕在化したといえます。

#### 3 ノー・ニュークス権の根拠

ある特定の行為が人権と位置づけられるかどうかは、その行為が個人にとって生きていく上で不可欠であることを前提に、その行為を社会が伝統的に個人の自律的決定にゆだねられたものと考えているかなど、種々の要素を考慮して慎重に判断されます。

ノー・ニュークス権は、原子力の特徴から導かれます。すなわち、(a) 原子力は人間がコントロールできない、(b) 原子力による被害は他の何ものとも比較できないほどの規模に

及び、さらにひとたび事故が起これば事故前の状態に修復することは不可能という特異性を有しています。

(c) 本件原発事故は、このような原子力の特性を衝撃的に示し、ノー・ニュークス権を顕在化させた社会的事象となりました。

原子力は人の生活・健康を害するのみならず、生命すら奪う存在です。その原子力をコントロールできないことが経験上も技術上も明らかとなりました。このような原子力と隣り合わせで生活する不安は単なる不安感ではなく、人格に対する具体的な危険を避けようとする合理的なものであるといえるのです。原子力の危険が存在する不安や恐怖なく生活できることを保護するのが、ノー・ニュークス権です。

#### (a) 原子力のコントロール不能性

国内だけでも、原発が稼働してから2014年末までに1246件もの原発関連事故が報告されています。しかし、原発事故が起これば、事故現場への立ち入りさえ不可能になるため、事故の原因究明が正確かつ十分にできたとはいえません。

また、放出された放射性物質の影響は何十年、何百年から数万年という長期間に及び、放射能拡散を止めたり、汚染された地域を浄化したりすることはさらに困難を極めます。

このように、原発事故を未然に防ぐことは経験上、技術上困難であり、万が一原発事故が起きてしまった場合には事故を収束させることも困難です。この2つの意味で、原子力は完全にはコントロールできるものではないことが明らかになったといえます。

#### (b) 原子力被害による特異性

第五福竜丸やJCO臨海事故をみると、大量の放射線被曝はいかなる医療によっても回復困難な急性障害を生じさせ、低線量の被曝であったとしても晩発性の障害を生じさせます。遺伝子そのものが傷つけられるため、次世代にまで影響が及びます。また、本件原発事故では、甲状腺がんが多発して、今後の拡大が心配されています。

原子力は、健康被害のみならず、人々の居住していた土地も奪い、コミュニティを破壊し、故郷までも奪います。

原子力は、甚大かつ回復不可能な被害をもたらす、他の事故では決して見られない特異性を有する被害を生じさせるのです。

#### (c) 本件原発事故の現実

ここで詳細に論じることはできませんが、本件原発事故による放射能汚染の実態、内部被曝等による健康被害、避難者・被害者の数やその一人ひとりの負った身体的・精神的苦痛、避難生活の苦労、故郷の喪失など、事故の被害は多岐に及び、その規模も深刻さも筆舌に尽くし難いものとなりました。いまだに被害は拡大し続け、原子炉本体には手がつけられず汚染水流出も続き、収束の目処も立っていません。

このような本件原発事故の被害の実態は、人々に原発事故は二度と起こしてはならないものと確信させ、ノー・ニュークス権を顕在化させるものとなりました。

## 4 大飯原発運転差止判決とノー・ニュークス権

平成26年5月21日、福井地裁は、大飯原発3、4号機の運転差止めを命じる判決を下しました。この判決は、司法が原発に関してどのような判断を示すべきか、その模範を世界中に示しました。詳細は判決全文を読んでいただきたいですが、判決中、ノー・ニュークス権を基

礎づける判断が、たとえば下記のように示されています。

(a) 原発によって侵害される人格権

福井地裁は、人格権が憲法上最も高い価値を有すること、とりわけその核心部分である生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分は最大限に保護されなければならない、原発事故はこれを侵害しうると述べています。

具体的には、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてこれを超える価値を他に見出すことはできない」としています。

そして、関西電力からの、原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながるのと反論に対しても、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等を並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されない...」としています。

また、「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利ということが出来る。...大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い」としています。

福井地裁は、生命権、生活権が人権の中でも最も重要な権利であると述べています。そして、この生命権、生活権の侵害への不安なく生活できることを保護するのが、ノー・ニュークス権です。

(b) 福島第一原発事故の深刻な被害と原子力の恐怖

福井地裁が原発の運転差止めを認めた根拠の1つに、福島第一原発事故の深刻な被害があります。また同判決は、以下のように、私たちが直面している「原子力の恐怖」を極めて克明に示しました。

すなわち、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくることになるが、既に20年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を図ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となんら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。」。



## 5 ノー・ニュークス権の法的性質

ノー・ニュークス権によって、法的にさまざまな可能性が期待できます。

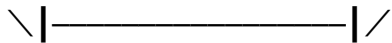
たとえば、原発事故の発生以前であっても、個人が被害を受ける危険が一定程度認められる場合には、原子炉の運転等の加害行為の差止めができます。

原発事故が起きてしまった場合には、事故の原因者に対して完全な被害賠償を求める権利はもちろん、事故の原因者や国に対し、事故を迅速に収束させるよう求める権利、原因者・事故原因の究明を求める権利、新たな規制等による安全保障を求める権利が認められることも考えられます。

## 6 さいごに

裁判所に新しい人権を認めてもらうことは容易なことではありません。しかし、日本において原爆と本件原発事故により二度も原子力の恐怖を経験してしまった今、拭い去ることのできない原子力に対する恐怖心・不安に対して、手当てをすべき必要性は否定できないところとなっています。本件訴訟でノー・ニュークス権について十分な議論を重ね、その確立をめざしていきたいと思えます。

以上



## 4. 第2回裁判当日の流れ

第2回口頭弁論期日当日の朝からの全体の流れを簡単に報告します。

裁判が行われた東京地裁の103法廷の傍聴席はおよそ100席。予め裁判所が一部を原告席として用意してくれたため、一般傍聴席は52となりました。

東京地裁前には9時前から傍聴希望者が集まりはじめ、抽選の列が出来ましたが、傍聴席数を超えなかったため事前に傍聴の申込みをされていなかった原告の方を含め、全員が法廷に入ることができました。傍聴席はほぼ満席となりました。

一方、世話人会の原告を中心に9:30までの間、地裁前でマイク情宣とリーフレットを配るアピール行動を行いました。

10時より開廷となり11:30に閉廷しました。（詳細は2の「第2回口頭弁論・概要報告」をお読みください。）

その後予定よりやや遅れて参議院議員会館1階講堂に移動し、12:15からの報告集会となりました。

報告集会では、島弁護士の挨拶に続き、河合弘之弁護士が30分講演しました。原賠法に真正面から直接挑む原発メーカー訴訟の歴史的な意義、すなわち欠陥があってもメーカーが責任を問われないといういわば異次元のものとなっている原発の世界の異常性をただし、気づかせるのがこの訴訟であり、価値のある壮大な闘い。国民を目覚めさせるという、起こすだ

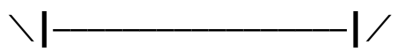
けでも意味がある裁判。勝つのは大変だが、勝てばもっと意味がある。様々な原発訴訟がある中でのメーカー訴訟の位置を考え、脱原発の戦場の地図を頭の中に描き、手段をつくして、一喜一憂せず弛まぬ努力で脱原発を実現し、自然エネルギー社会を目指そうという力強い内容でした。（会場に持ち込んだ河合さんの本『原発メーカー訴訟が社会を変える』は完売して足りなくなりました。）

次に提訴時から中心的にこの訴訟を担って来た原告の大久保徹夫さんがこの訴訟の成り立ちや、ノー・ニュークス権を訴える意義について、低線量被曝と内部被曝により今後予想される広範囲の健康被害をチェルノブイリの子供たちの現在の例を引いて語られました。

この後、1:30から地裁の司法記者クラブで行われた記者会見に島弁護士、寺田弁護士、大久保さんが向かい、報告集会は片口弁護士による期日の報告と第2準備書面の内容の説明に移りました。事前に裁判所から陳述を5分での通達があり、それに対して40分を要求した意見書を弁護団は提出。そのため今回の期日は今後の裁判の進め方を話し合うという進行協議のようになりました。また本人訴訟の選定当事者7名のうち6名が出席しており選定者は当日現在で17名とのことでした。会場から質問も出ましたが、これらの人たちは弁護団に委任している原告団からは外れ、別の主張をすることになります。法廷を別にして分離裁判とするかどうかは次回、本人訴訟団の意見陳述を聞いた上で裁判所が判断すると思われます。第2準備書面は裁判所に提出はされたものの陳述が次回の期日に持ち越されたため、報告集会では目次のみを資料として配り、口頭で概要のみの説明がされました。

最後に、参加者にマイクを回し、それぞれの思いを語ってもらいました。この時間はなかなか有意義であったと思います。しめくりに参加者全員で「原発メーカー訴訟の勝利に向けてがんばろう」と氣勢をあげて閉会しました。

（原発メーカー訴訟原告団世話人会 裁判・傍聴班）



## 5. 会計報告

2015年9月1日から2015年10月31日までの会計報告は以下の通りです。

前回ご報告 8/31現在繰越金： ¥543,944

収入

口座へのカンパ (9/1 -- 10/31)	¥439,500
第4回学習会での書籍販売利益(7/14 29冊)	¥5,120
Tシャツ通信販売利益 (10/6 1枚)	¥300
第2回口頭弁論報告会会場カンパ(参加者 75名)	¥41,508
通帳利子	¥50

収入合計： ¥486,478

支出

ノボリ、横断幕、リーフレットのデザイン料	¥32,616
原告団・弁護団通信5号発行費用9/15	¥127,220
弁護団諸経費の一部負担 8,9,10月分	¥30,216
進行協議及び口頭弁論参加の為の交通費	¥58,892
*実費精算	
会議室費（目的--準備書面作成打合せ）	¥5,630
*事務所外で実施	
第2回口頭弁論告知チラシ 5500部作成費	¥13,770
傍聴予約案内ハガキ発行費用	¥28,930
第2回口頭弁論会配布資料作成 費用	¥1,246
*今日の予定 200枚 準備書面概要150枚	
第2回口頭弁論 ユープラン三輪さんへの謝礼	¥20,000
*裁判開始前から記者会見、報告集会まで撮影、YouTubeにアップいただいています。	
事務経費（原告団のゴム印作成費）	¥2,550

支出合計： ¥321,070

期間収支： ¥165,408

（2015年9月1日から2015年10月31日）

10/31現在繰越金： ¥709,352

（原告団 世話人会 会計係り 及川譲詞）

＼|—————|／

6. その他のお知らせ

ノーニュークス権を広めていきましょう！

◆ 森園かずえさんの意見陳述書が英語・ドイツ語・インドネシア語に翻訳されました。福島からの声として、フェイスブックなどを通して全世界に発信していきます。<https://www.facebook.com/nonukesrights> が原告団・弁護団が世界に発信するフェイスブックです。英語・ドイツ語が主言語のサイトです。

◆ 島キクジロウ&NO NUKES RIGHTSとしてライブとトークのイベントをこの12月より隔月で、開催していくことにしました。原発と憲法をテーマに、これまで運動とかに関わったことのないロックファンと、逆にライブハウスなんかに行ったことのない活動的な市民が同

じ時間を共有するとともに、新しい時代に向けた発信の拠点にしていればと考えています。

第1回目は、年末の慌ただしい時期ですが、全国の脱原発弁護団を率いる河合弘之弁護士をトークゲストに迎える脱原発大忘年会\*来年に向けて、盛大に乾杯しましょう(^-^)/

### Knockin' on the Next Door Vol.1

— no nukes rights live & talk session —

12月28日(月) @原宿クロコダイル(渋谷駅から徒歩約4分) <http://crocodile-live.jp/>

ニッキー&TATSU (The DEADROCKS / GASTUNK)

風ニ吹カレテ (CROSS・KUBOTA・LINA)

Moonstompers

島キクジロウ&NO NUKES RIGHTS

<talk guest>

河合弘之(脱原発弁護団全国連絡会共同代表/映画「日本と原発」監督/『原発訴訟が社会を変える』)

DJ. z(高円寺海賊放送)

18:30 open/19:00 start

adv. ¥2000/door ¥2500

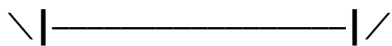
\*第2回は、来年2月25日(木)、憲法カフェで奮闘するあすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)の武井由紀子弁護士とSEALDsメンバーをトークゲストにお迎えします!

◆ 河合弘之著『原発訴訟が社会を変える』(集英社新書 224頁; 定価740円+税)はドキュメンタリー映画『日本と原発』の監督/弁護士河合弘之が脱原発を実現するため仕掛けたツール。

これは日本のすべての原発を止めるための闘いの記録である!さらに、脱原発を実現するために著者自ら監督・製作した映画『日本と原発』の重要シーンや製作秘話についても解説。

本書は原発推進派の巧妙な手口に対抗するための強力なツールとなる!

ぜひ、ご一読ください!



## 7. 物販のご案内

<書籍『原発をとめるアジアの人々』>

アジア各地への日本の原発輸出の動きから各地で広がる原発反対運動を紹介する。

\*同封チラシをご覧ください。

1冊 1620円(定価1500円+税120円)

5冊 6000円(1冊当たり1200円に割引)

10冊 11000円（1冊当たり1100円に割引）

注文はノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン事務局へ  
→ [sdaisuke@rice.ocn.ne.jp](mailto:sdaisuke@rice.ocn.ne.jp) 送料負担します

<冊子『訴状』>

[A5サイズ、168頁、白黒バージョン]

頒布価格はワンコインの500円（送料込み）です。10冊まとめた購入価格は2割引の4,000円、一冊あたり100円返金の廉価販売です。

注文は以下の必要事項をお書きのうえ、  
[sojo@nonukesrights.holy.jp](mailto:sojo@nonukesrights.holy.jp)  
にメールでお申し込みください。

1) 注文者氏名または発注グループ(連絡の取れる代表者名)、2) 送付先住所、3) 注文部数、4) 電話番号、5) メールアドレス、6) 配送日時の指定（あれば）

支払い代金は、冊子送付時に同封されている払込票で郵便局から払い込んでください。

連絡や質問は [sojo@nonukesrights.holy.jp](mailto:sojo@nonukesrights.holy.jp)（訴状頒布担当係）へお寄せください。

<Tシャツ>

ベースの色は、白、黒、赤、  
サイズは、XS、S、M、Lの4種類（現在、Lは黒だけです。）

価格は@¥2,300 + 送料¥360

申し込みは(1)ベースの色、(2)サイズ、(3)枚数、(4)送付先の住所、氏名、(5)連絡用の電話とメルアドを明記の上、以下のアドレスにメールしてください。

[goods@nonukesrights.holy.jp](mailto:goods@nonukesrights.holy.jp)

または下記宛にハガキを送ってください。

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10築地ビル3階

アーライツ法律事務所気付

原発メーカー訴訟原告団世話人会Tシャツ係

申し込み期限はありません。Tシャツはご注文を受けてから1週間以内に代金の振込先を入れて発送します。

<缶バッジ>

「ノーニュークス権」缶バッチを販売します。  
大きさは31mm（300円）と25mm（200円）の2種類。デザインは右記で、色は多種多様です。

購入ご希望の方は、大きさ（31mm、25mm）とそれぞれの数。郵便番号、住所、氏名を明記して大久保徹夫宛、以下にお申し込みください。（色はこちらで指定させていただきます。）

メール：tokubo09@pk9.so-net.ne.jp

FAX：0465-73-0531

なお、15個以上まとめ買いされる場合は、300円→200円、200円→140円とします。

=====

編集・発行：メルマガ編集室

住所：〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アーライツ法律事務所気付

eMail：genkokudan@nonukesrights.holy.jp

Website：http://nonukesrights.holy.jp

カンパは下記の口座をお願いします！

（1）郵便振替口座への振込

番号：00260-7-55152 加入者名：原発メーカー訴訟原告団

（2）ゆうちょ銀行口座への振込

・ゆうちょ銀行口座からの振込の場合 記号：10020 番号：35671291

・他金融機関口座からの振込の場合

店名：〇〇八（ゼロゼロハチ） 店番：008

預金種目：普通預金 口座番号：3567129

加入者名：原発メーカー訴訟原告団（ゲンパツメーカーソショウゲンコクダン）

=====